

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県財政担当課 }
各指定都市財政担当課 } 御中
各都道府県市町村担当課 }

総務省自治財政局地方債課

令和 8 年度地方債届出手続等について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「地財法」という。）第 5 条の 3 第 3 項に規定する協議不要対象団体が財政融資資金債（一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分に限る。）、民間等資金債（市場公募債又は銀行等引受債をいう。）又は国の予算等貸付金債を起こす場合等における地方債の届出手続については、地財法、地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号。以下「地財令」という。）、地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、下記に定めるところによるものとします。

なお、本通知における用語の使用については、地財法、地財令及び省令の例によるものとします。

記

第一 一般的事項

- 一 地方債の届出に当たっては、令和 8 年度地方債計画（令和 8 年総務省告示第 160 号）の事業区分を基本とし、令和 8 年度地方債同意等基準（令和 8 年総務省告示第 159 号。以下「同意等基準」という。）第二の二に定める事業区分を届出の単位とし、当該事業区分に定める事業等を対象として行うものとする。
- 二 届出がされた地方債については、同意等基準及び令和 8 年度同意等基準運用要綱（令和 8 年 4 月 1 日付け総財地 148 号、総財公第 19 号、総財務第 38 号、総務副大臣通知。以下「運用要綱」という。）に掲げる事項に合致するものについて、協議を受けたならば同意をすることとなると認めるものとする。

第二 届出に関する手続

- 一 都道府県若しくは指定都市又は地方公共団体の組合で都道府県若しくは指定都市が加入するもの（以下「都道府県等」という。）の地方債の届出に係る地財令第 17 条第 2 項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、当該地方債の条件決定予定日の属する月（一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分及び国の予算等貸付金債については、借入予定日の属する月。以下

同じ。)の前月の15日まで(条件決定予定日の属する月が4月で、3月15日までに当該地方債に係る予算が成立していない場合にあつては、当該予算成立時点(3月中に限る。))とすること。ただし、条件決定予定日の属する月が繰越等により翌年度以降となる地方債の届出については、原則として、年度内である令和9年3月15日までとすること。なお、条件決定予定日の属する月が異なる地方債について、当該地方債のうち直近に条件決定を予定している月の前月の15日までに、あらかじめ届出をまとめて行うことも差し支えないこと。

二 都道府県等の一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分に係る届出に当たっては、同時に都道府県等は財務事務所(財務局)に対して起債届出書の写しを送付するものとする。

三 届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められないものについては、原則として、当該地方債の条件決定予定日の属する月の前月の末日までに(条件決定予定日の属する月が4月の場合にあつては、同意等基準の告示日に)、その旨を通知するものとする。ただし、条件決定予定日の属する月が繰越等により翌年度以降となる地方債の届出に係るものについては、原則として、年度内である令和9年3月末までに通知するものとする。

第三 留意事項

一 借換えに際して満期一括償還方式と定時償還方式を借換え時に選択する予定である場合には、その旨を明らかにして届け出るものとする。

二 届出をする地方債については、10万円未満の端数を付けない取扱いとするものであること。ただし、一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分、減収補填債及び国の予算等貸付金債については、この限りではないこと。

三 地方公共団体が施設を転用する場合の取扱いについては、運用要綱第五の三の取扱いによるものとする。

四 地方債の発行に関し、地財法第5条の3第3項に規定する協議不要対象団体であるかどうか、地財法第5条の3第5項の規定により協議を要する公営企業であるかどうかを判断する実質公債費比率(前3年度の決算額により算出)、実質赤字額、連結実質赤字比率、将来負担比率、資金不足等については、決算未提出期間においては、当該年度の前年度の数値を用いることとされていること。

五 届出をして発行する地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められないものについては、投資家等に対しこの旨を明確化する観点から、銘柄名において協議を受けたならば同意をすることとなると認められないものであることを明示、又はその旨を公表されたいこと。

また、当該地方債については、同一銘柄において、同意若しくは許可を得て発行する地方債又は届出をして発行する地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものと混在することのないよう取り扱われたいこと。

なお、原則として、当該地方債の条件決定予定日の属する月の前月の末日までに、届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められない旨の通知を受けなかった場合には、協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものであることを投資家等に対し公表して差し支えないこと。

六 本通知のほか、各年度の地方債の届出に当たり必要な事項は別に定めるものとする。